

令和4年1月24日（月）  
10時00分から11時30分  
港区役所9階 911-913会議室

## 令和3年度第2回港区消防団運営委員会

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 報告事項

令和2年度諮問（審議期間：令和2年8月から令和3年7月まで）に対する港区消防団運営委員会の答申と対応方針の概要について【資料1】

### 4 審議事項

令和3年度港区消防団運営委員会への諮問について【資料2】

### 5 その他

### 6 閉会

#### <配付資料>

（資料1）港区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

（資料2）港区消防団運営委員会への諮問について

（参考資料1）港区内消防団現勢等（定員・現員・充足率）

（参考資料2）特別区の消防団の設置等に関する条例

## 1 諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか（審議期間：令和2年8月から令和3年7月まで）

## 2 審議項目

### I 活動体制

- 1 災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期
- 2 水災活動時の教育訓練及び安全管理
- 3 河川越水等による浸水時の機能移転計画
- 4 長時間活動などに伴う応援体制
- 5 情報収集体制の強化
- 6 住民等からの避難所支援の要請対応

### II 装備資機材・分団本部施設

- 1 予想を超える水災に対する装備資機材の増強
- 2 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上

## 3 主な答申内容及び対応方針

### I 活動体制

	港区消防団運営委員会の答申	特別区全体の主な答申	対応方針
	<b>災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期</b>		
1	火災に対応する消火班を優先的に確保することに留意しつつ、警戒レベル、災害規模及び気象情報等に応じて、段階的に参集することにより、任務班を編成していく必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防第2非常配備態勢以降の災害状況や気象状況等に応じた、任務班に必要な人員の段階的な招集が必要である。</li> <li>2 段階的招集に伴う、招集命令非該当団員の自宅等での出勤に備えた待機体制が必要である。</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>災害発生状況、気象情報、気象警戒レベル等に応じて任務班の編成を考慮し、各消防団において必要な人員を段階的に招集できる体制及び自宅等での招集命令に備えた体制づくりの推進</b></p>
	<b>水災活動時の教育訓練及び安全管理</b>		
2	水災活動用資機材を活用し、消防署隊、区及び河川管理者等との連携の下、実的な訓練を積み重ねることにより、活動能力を向上させていく必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防署隊、区等と連携した実戦的訓練を実施する必要がある。</li> <li>2 図上訓練を定期的実施する必要がある。</li> <li>3 水災活動に関する安全管理要領を含めた教育訓練が必要である。</li> <li>4 東京消防団eラーニングシステムを活用した教育訓練及び同システムの内容の充実が必要である。</li> <li>5 既存の研修での水災に関する安全管理、指揮要領を充実させることが必要である。</li> <li>6 AR（拡張現実）やVR（仮想現実）技術を活用した訓練環境の整備の必要がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防署隊、関係機関等と連携した実戦的訓練の推進</li> <li>2 水災時の活動、安全管理に関する教育訓練の推進</li> <li>3 東京消防団eラーニングシステムコンテンツの充実</li> <li>4 AR（拡張現実）やVR（仮想現実）など新たな技術を活用した訓練環境の検討</li> </ol>

# 港区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

港区消防団運営委員会の答申	特別区全体の主な答申	対応方針
<p><b>河川越水等による浸水時の機能移転計画</b></p> <p>3 水災時、海拔が低い港区内は満潮時、内水氾濫が発生するリスクが高いと考えられるため、統一的ガイドラインの策定と、消防署と連動した団本部の機能移転を進めていくことが必要である。</p>	<p>1 消防署と連動した団本部の機能移転が必要である。</p> <p>2 浸水想定区域、過去に浸水被害があった区域にある分団本部の機能移転計画の策定が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を考慮した、他の分団本部への移転</li> <li>事業所との可搬ポンプ積載車を含めた移転に関する協定締結</li> <li>公共施設や町会の集会所などの施設使用の協定締結</li> </ul> <p>3 可搬ポンプ積載車、通信機器の優先的な移転が必要である。</p> <p>4 機能移転についての特別区消防団の統一的ガイドラインが必要である。</p>	<p>1 特別区消防団の機能移転に関する指針等の検討・整備</p> <p>2 地域特性に応じた各消防団での機能移転計画の検討、作成の推進</p>
<p><b>長時間活動などに伴う応援体制</b></p> <p>4 災害規模や発生件数等に応じて、管轄区域を越えて、隣接消防団間で消防団員の派遣や資機材等、活用についての相互応援体制を構築しておく必要がある。</p>	<p>災害発生状況及び参集状況を踏まえ、人員、資機材、災害補完隊など隣接する消防団での応援、行政区内応援、方面内応援の体制が必要である。</p>	<p>隣接消防団（同一行政区内）での相互応援体制を基本とした、人的及び物的支援が可能な活動体制の制度整備による、効果的な消防団活動体制の構築</p>

# 港区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

港区消防団運営委員会の答申	特別区全体の主な答申	対応方針
<p><b>情報収集体制の強化</b></p> <p>5 水災情報等を入手したい場合は、個人のスマートフォン等を活用しているのが現状である。 災害等の情報収集は、インターネット設備を有する消防署隊や、団本部からの情報に依拠しており、消防署隊、団本部及び分団本部同士の連絡のために有用なことから、インターネット環境の整備が必要であると考えられる。</p>	<p>【環境整備・資機材整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネット環境の整備の必要がある。</li> <li>2 パソコン、タブレット、スマートフォンなどの通信機器の配置の必要がある。</li> <li>3 オンライン会議による情報連絡等の必要がある。</li> </ol> <p>【活用方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネットでの災害対応等に必要な各種情報収集に活用する。</li> <li>2 災害現場、警戒現場での情報収集・情報連絡に活用する。</li> <li>3 教育訓練に活用する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネット環境の整備による情報収集・情報共有体制の強化</li> <li>2 インターネット環境を活用した、災害活動時等の双方向の情報連絡体制の構築</li> <li>3 タブレット端末等の導入による効果的な教育訓練、訓練指導の推進</li> <li>4 早期災害情報システム等の積極的活用の推進</li> </ol>
<p><b>住民等からの避難所支援の要請対応</b></p> <p>6 消防団は、災害に迅速対応することを最優先としたうえで、避難所運営支援の効果的な対応要領及び避難所運営に関する研修会や、訓練等の必要性について引き続き検討していく必要がある。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団は消防署と緊密に連携した災害対応が最優先事項であり、避難所運営は区や住民等が実施するものである。</li> <li>2 災害発生状況等に応じて、避難所の情報収集、必要な応急救護及び救急要請の確認を実施する必要がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防署隊と一体となり災害事象及び人命危険のある事象の対応に消防力を集中させ被害の軽減を図ることを最優先とし、災害発生状況等に応じ可能な範囲で避難所での情報収集（災害発生状況、避難者の人数、避難者の救急要請の有無）、応急救護や救急要請が実施できる運用体制とする。</li> <li>2 消防団の任務や活動について、今後も継続し関係機関、地域住民等と相互理解に努めるとともに、区や地域住民からの避難所への要配慮者の避難の要望や要請に対しては、災害発生状況など総合的に勘案し、署隊長と消防団長の協議により、署隊長の判断の下、消防団活動の範囲内で対応する。</li> </ol>

# 港区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

## II 装備資機材・分団本部施設

港区消防団運営委員会の答申	特別区全体の主な答申	対応方針
<p style="color: red; text-align: center;"><b>予想を超える水災に対する装備資機材の増強</b></p> <p>【資機材の整備】 水災に適し、衛生管理、長時間活動等に配慮した装備資機材の増強が必要である。</p> <p>1 内水等汚水の排水活動環境下での衛生管理資機材（腕カバー付手袋、胴付き長靴等）</p> <p>2 水災時に適応した浸水対応資機材（小型排水ポンプ等）</p> <p>3 長時間活動を考慮し、防水性能を有した非常用充電機器（モバイルバッテリー、ポータブル電源機器等）</p>	<p>【新たな資機材整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>胴付き長靴</li> <li>水災活動用グローブ（防水グローブ腕カバー、ゴム手袋）</li> <li>排水ポンプ</li> <li>浸水防止用資機材（ゲル水のう、連結水のう、止水板など）</li> <li>水深棒、浮環、ポート</li> </ol> <p>【増強整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>フローティングストレーナ</li> <li>照明資機材（強カライト、投光器、防水ライト）</li> <li>フロートロープ</li> </ol> <p>【可搬ポンプ積載車の改良】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>可搬消防ポンプだけでなく各種資機材の積載可能な新たな車両</li> <li>自動昇降装置付き可搬ポンプ積載車</li> </ol> <p>【可搬ポンプ積載台車の改良】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>可搬ポンプだけでなく水防資機材なども積載できる台車</li> <li>可搬ポンプ積載台車の軽量化</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>新たな資機材の導入による活動力向上を図る。 胴付き長靴、水災活動用手袋等の新たな資機材の整備</li> <li>資機材の増強により更なる活動力の向上を図る フローティングストレーナ等の増強資機材の整備</li> <li>新たな車両等の導入による総合的活動力の向上の検討・検証             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に応じた資機材を積載可能な小型車両等の検討</li> <li>可搬ポンプ積載台車の軽量化又は代替品による消防団員の負担軽減の検討</li> </ul> </li> </ol>

# 港区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

港区消防団運営委員会の答申	特別区全体の主な答申	対応方針
<p data-bbox="232 312 730 341"><b>分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上</b></p> <p data-bbox="286 464 730 523">活動実態を踏まえた効率的で機能的な分団本部施設の整備が必要である。</p> <ol data-bbox="304 528 730 842" style="list-style-type: none"> <li>1 Wi-Fiを含むインターネット設備等の固定的な通信環境の整備だけでなく、タブレット端末等を含む移動的な通信環境の整備</li> <li>2 長時間活動を考慮した待機所の整備</li> <li>3 既存スペースを有効活用できる仮眠用資機材の整備（簡易ベッド、リクライニングチェア等）</li> <li>4 女性用スペース等の整備（女性用トイレ、更衣室、女性用仮眠スペース）</li> </ol>	<ol data-bbox="775 400 1263 858" style="list-style-type: none"> <li>1 女性消防団員に配慮したスペースが必要である。女性専用前室付きトイレ、女性専用更衣室、女性用シャワー室</li> <li>2 長時間活動時の仮眠スペース・仮眠用資機材（折り畳み寝台、寝袋）が必要である。</li> <li>3 指揮、情報収集スペースの確保が必要である。 <ul data-bbox="797 603 1133 655" style="list-style-type: none"> <li>・ 指揮拠点スペース</li> <li>・ 情報収集機器設置スペース</li> </ul> </li> <li>4 資機材増強スペースの確保が必要である。 <ul data-bbox="797 687 1263 799" style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬ポンプ積載台車保管スペース（積載車配置後）</li> <li>・ 資機材収納庫</li> <li>・ 水防倉庫（各分団受け持ち区域内）</li> </ul> </li> <li>5 室内換気機器等が必要である。換気設備 空気清浄機、換気用扇風機</li> </ol>	<ol data-bbox="1426 480 2011 831" style="list-style-type: none"> <li>1 女性専用トイレ等の設置により、女性消防団員が活動しやすい環境整備の推進</li> <li>2 長時間活動時に仮眠等が可能なスペースの確保及び寝袋等の資機材整備の推進</li> <li>3 指揮・情報収集のためのスペース等の確保による、分団本部としての活動拠点の機能強化の検討</li> <li>4 部級格納庫の整備及び資機材倉庫等の整備検討による資機材保管スペースの確保</li> <li>5 空気清浄機等の設置による、分団本部施設の衛生管理体制の強化</li> </ol>

### 1 諮問事項

大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか

### 2 審議期間

令和3年10月から令和5年3月末日まで（1年6か月）〈審議回数：令和3年度1回、令和4年度2回 計3回〉

### 3 諮問の趣旨

特別区消防団は、それぞれの地域での密着性を活かしながら、災害発生時においては消火を中心とした活動を積極的に行うとともに、平時においても、火災予防の啓発や住民への各種訓練指導等の役割りを担うなど、地域住民から頼られる存在である。

今後、発生が危惧されている「首都直下地震」や「南海トラフ地震」等の震災時においては、その特性を活かした迅速な出場による初期消火をはじめ、木造・防火造建物の密集地域での消火活動、また、消防隊との連携による延焼阻止活動、さらには長時間に及ぶ消火活動など、その役割は普段の活動以上に多岐にわたることが考えられ、当庁との連携を考慮した組織的な対応が必要となる。

このことから、消防団の実戦的な対応力の更なる向上が、震災時における「より効果的な活動」につながると思われることから、特別区消防団の消火活動能力の向上方策について諮問するものである。

### 4 課題の提示

課題1 継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、震災に特化した実戦的な訓練は十分であるとは言い難い。

課題2 新型コロナウイルス感染症の影響により、普段の訓練や新人教育訓練が困難である。

課題3 消防団員数の不足に伴い、活動力の低下が危惧される。

課題4 消防団員の平均年齢の上昇に伴い、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の整備が望ましい。

# 課題と検討の方向性

## 課題 1

継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、震災に特化した実戦的な訓練は十分であるとは言い難い。

## 検討の方向性

時間的、環境的な制約の中での活動マニュアルに沿った効率的かつ、効果的な実動訓練、部隊運用・指揮判断能力の向上訓練及び署隊との連携活動訓練等の、効率的実施に向けた検討をする。

- 実戦的な現場力の向上について
- 訓練実施環境の改善や実施場所について
- 消防団員、消防職員への教育について

# 課題と検討の方向性

## 課題2

新型コロナウイルス感染症の影響により、普段の訓練や新人教育訓練が困難である。

## 検討の方向性

デジタル環境を有効活用した知識や現場判断力など総合的な活動能力の維持や向上方策等について検討する。

- デジタル環境の有効活用による活動力維持や向上について
- デジタル環境の充実について
- 新たな技術の活用について

# 課題と検討の方向性

## 課題3

消防団員数の不足に伴い、活動力の低下が危惧される。

## 検討の方向性

消防団活動の更なる理解や、周知度の向上に伴う、入団促進及び充足率の維持向上方策等について検討する。

- 若い世代の団員確保と組織の活性化のための方策について
- 女性や学生などに応じた募集広報の充実・強化について
- 震災時等、大規模災害時の活動力向上のための人員確保について

# 課題と検討の方向性

## 課題4

消防団員の平均年齢の上昇に伴い、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の整備が望ましい。

## 検討の方向性

配置資機材の種類削減や軽量化など、効果的かつ負担を軽減した、装備資機材の整備について検討する。

- 新たな資機材の導入、既存資機材の軽量化やコンパクト化による負担低減について

## 港区内消防団現勢等

### 1 現員と前年比等(令和3年10月1日現在)

所属	定員	現員(前年数)	増減(±)	充足率(前年数)	増減(±)
芝消防団	220名	170名(185名)	-15名	77.2%(84.0%)	-6.8%
麻布消防団	120名	102名(104名)	-2名	85.0%(86.7%)	-1.7%
赤坂消防団	130名	115名(112名)	+3名	88.5%(86.2%)	+2.3%
高輪消防団	110名	104名(101名)	+3名	94.5%(91.8%)	+2.7%
港区全体	580名	491名(502名)	-11名	84.6%(86.5%)	-1.9%

### 2 女性・学生・元消防職員の在団数(令和3年10月1日現在)

種別	所属	芝消防団		麻布消防団		赤坂消防団		高輪消防団	
		人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)
女性団員		39名(54名)	-15名	26名(20名)	+6名	21名(18名)	+3名	31名(29名)	+2名
学生団員		7名(21名)	-14名	3名(2名)	+1名	3名(3名)	±0名	5名(5名)	+0名
元消防職員		1名(1名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名

○特別区の消防団の設置等に関する条例

昭和三八年七月二五日

東京都条例第五三号

(趣旨)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置、所掌事項、組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(平一八条例一四三・一部改正)

(設置、名称及び区域)

第二条 消防組織法第九条第三号の規定に基き、特別区の存する区域に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(設置及び名称)

第三条 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、知事の付属機関として、特別区ごとに、消防団運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会の名称には、その置かれた特別区(以下「特別区」という。)の名称を冠する。

(所掌事項)

第四条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 消防団の組織に関すること。
- 二 消防団員の確保に関すること。
- 三 消防団員の待遇改善に関すること。
- 四 前各号のほか、前条第一項の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 特別区の議会の議員 六人以内
- 三 特別区内の消防署長
- 四 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第六条 前条第一号及び第二号の委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第七条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第九条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。